

ごみの焼却は犯罪です！

平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で禁止されており、厳しい罰則（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科）が適用されます。

また、野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。

※ 家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やす行為は、ほぼ全て「野焼き」に該当し、罰則の対象となります。家庭のごみは「ゴミの分け方・出し方ガイドブック」に従い、適切に分別して出しましょう。



【7月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 92.73 t
 (昨年度同月回収量86.00 t 約7.8%増)
 内訳 焼却処分 61.59 t
 リサイクル 16.66 t
 埋立処分 14.48 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれを併科に処せられます。



バス車内広告でPRしてみませんか？



しかバス車内において広告を掲出することができます。内容は、額面広告（窓より上部）及び車内モニター投影の2種類になります。

広告内容	規格	掲載期間	広告料
額面広告	B3横版	1月単位	1枠1月当たり1,000円
モニター	24インチ	(最大で連続12か月)	15秒1口につき1月当たり3,000円(MP4形式)



■額面広告



■モニター広告

しかバスは、毎日運行が6便、平日運行が4便、週3日運行が3便で、鹿部 駅から鹿部出張所までの乗車時間が30分程度となります。

広告掲出にご興味がありましたら、ぜひご連絡ください。

企業や商品の広告など幅広くご活用ください。お待ちしております。

※申し込み・お問い合わせ先 役場企画振興課 (TEL: 7-5297)